

皆さんのご意見を お寄せください

第6期町田市介護保険事業計画(素案) (2015年度～2017年度) の基本的な考え方



町田市では、介護保険法に基づき、第6期町田市介護保険事業計画の策定を進めています。

町田市高齢社会総合計画審議会では、市長からの意見の求めに応じ、本計画に関する基本的な考え方をまとめました。この冊子は、本計画について皆さまに理解を深めていただくために作成したものです。

冊子をお読みになり、ご意見がありましたら、末尾記載の方法によりお送りください。いただきましたご意見等は、今後の計画策定や高齢者関連の施策に生かしてまいります。

※ 詳細については、8ページの「ご意見の提出方法」をご覧ください。

2014年11月
町田市

地域包括ケアで



目次

第1章 計画の理念と目標

1 介護保険事業計画について.....	1
2 計画の理念と目標.....	1

第2章 第6期町田市介護保険事業計画のポイント

1 本計画で充実すること ー地域包括ケアシステムの推進ー.....	2
2 介護保険制度の主な改正内容 ー介護保険の費用負担の公平化ー.....	2

第3章 計画の内容

基本目標1 いきいきと安心して地域で暮らしている.....	3
基本目標2 住み慣れた地域での生活が継続できている.....	4
基本目標3 自分にあった介護保険サービスを適切に利用できている.....	5

第4章 2015～2017年度の介護保険料の見込み

1 介護保険給付にかかる費用の負担割合.....	6
2 介護サービス見込量に基づく介護保険料算定の流れ.....	7

スケジュール/ご意見の提出方法

1 スケジュール.....	8
2 ご意見の提出方法.....	8
3 ご意見記入用紙.....	9

※町田市では、対象者や役割をわかりやすくするため、
地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼んでいます。

第1章 計画の理念と目標

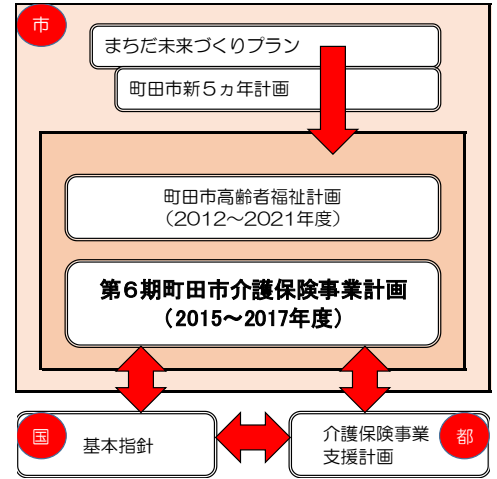
第6期町田市介護保険事業計画の基本的な内容について説明します。

1 介護保険事業計画について

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき3年を1期として策定することとされています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、市の介護保険事業の円滑な実施のために策定する計画です。




町田市においては、「高齢者福祉計画」とともに、「まちだ未来づくりプラン」「町田市新5カ年計画」の分野別計画として位置づけられています。

計画では、要介護者等に必要な介護サービスが適切に提供されるために必要なサービス量を把握し、介護保険の事業費の見込みを算定します。また、それにより介護保険料の算定を行います。



2 計画の理念と目標

第6期町田市介護保険事業計画（以下、「本計画」という）は、第5期町田市介護保険事業計画の基本理念を継承します。また、高齢者の状況に応じたそれぞれの視点のもと、3つの基本目標を定めます。

基本理念	高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち ～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～	
基本目標	1 いきいきと安心して地域で暮らしている	地域の生活支援や介護予防活動が充実していることで、高齢者が住み慣れた地域コミュニティで活躍できます。 
基本目標	2 住み慣れた地域での生活が継続できている	心身の状況に応じた医療や介護のサービスが一体的に提供されることで高齢者やその家族等も安心して、地域で生活を続けることができます。 
基本目標	3 自分にあった介護保険サービスを適切に利用できている	身近なサービス提供体制等が整備されていることにより、自分にあった、きめ細かい介護保険サービスを利用することができます。 

第2章 第6期町田市介護保険事業計画のポイント

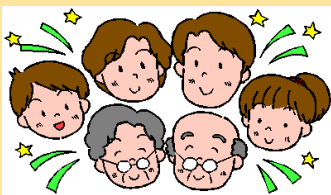
本計画の取組みを進めることによって、特に充実することと、介護保険制度の主な改正内容をまとめました。

1 本計画で充実すること ー地域包括ケアシステムの推進ー

本計画では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される仕組み（これを「地域包括ケアシステム」といいます）づくりを、より一層、推進します。

本計画の取組みを進めることによって、特に充実することは、以下の3つです。

地域の支援と介護予防が充実します



地域のネットワークづくりの強化や、介護予防が推進されることにより、地域コミュニティで活躍し、いきいきと安心して地域で暮らすことができます。

取組みの一例

- ◇ 高齢者見守り支援ネットワーク
- ◇ 介護予防教室

認知症の対策が充実します



認知症の早期対応・早期受診の支援や、認知症生活機能障害に合わせたサービス体制が整備されることで、住み慣れた地域での生活を継続することができます。

取組みの一例

- ◇ 認知症初期集中支援チーム
- ◇ 認知症ケアパス*の普及

在宅を支えるサービスが充実します



在宅医療・介護連携の推進や、在宅介護を支える介護保険サービスの整備が促進されることにより、自分にあった在宅サービスを利用することができます。

取組みの一例

- ◇ 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト
- ◇ 地域密着型サービスの整備

※認知症ケアパス…認知症の人の生活機能障害の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを標準的に決めておく仕組み

2 介護保険制度の主な改正内容 ー介護保険の費用負担の公平化ー

介護保険の費用負担を公平化するため、主に以下の改正が行われます。

利用者負担割合の見直し	2015年8月から、65歳以上の利用者のうち一定以上の所得がある方については、サービスを利用する際の負担割合を1割から2割に引き上げます。
補足給付*の見直し	2015年8月から、補足給付の判定に世帯外の配偶者の所得、預貯金等の資産を勘案します。2016年8月から負担段階の判定に遺族年金等の非課税年金を勘案します。
公費の投入による 第一号介護保険料の軽減強化	2015年度から、住民税非課税世帯の介護保険料の軽減割合を拡大します。

※補足給付…低所得者等に対して、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)の一定の額を介護報酬で補足するもの

第3章 計画の内容

基本理念の実現を目指すための取組みの概要を、基本目標ごとに説明します。

基本目標 1 いきいきと安心して地域で暮らしている

基本施策（1） 地域ネットワークの充実

取組みの柱	
①高齢者支援センターの機能の充実	高齢者支援センターの統括・調整機能の強化や、介護予防事業を強化するための担当員の配置などを行います。
②地域のネットワークづくりの強化	見守りの必要な高齢者に対し、地域がその変化に早く気づき支え合う仕組みづくりを支援するため、地域のネットワーク構築を高齢者支援センターの担当地区ごとに推進します。
③緊急時等の地域連携機能の強化	介護保険事業者に対して、災害時の利用者および事業者の安全確保のための危機管理体制の再構築を促すほか、安否確認のための連絡網構築を進めます。

主な取組み ～高齢者見守り支援ネットワーク～

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の方が安心して暮らしていけるように、町内会・自治会等による高齢者見守り支援ネットワークの実施地域を拡大します。

基本施策（2） 社会参加の推進と介護予防

取組みの柱	
①介護予防の推進	誰もが参加しやすい介護予防の場を拡充し、市民の自主的な取組みとして予防の活動が定着するように、普及啓発に取組みます。
②新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施	介護保険制度の改正に伴い、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に介護予防・生活支援サービスを提供できるよう、2017年4月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
③生活支援・介護予防の担い手の育成	地域の高齢者の通いの場を充実させるとともに、ボランティア（高齢者自身が担い手になるなど）や民間事業者などの多様な主体が新たな生活支援サービスの担い手となる仕組みを構築します。

主な取組み ～地域介護予防教室～

誰もが介護予防に取り組めるよう、身近な地域で介護予防教室を開催します。講座を終了した方が地域で介護予防活動が継続できるように、自主グループ化への支援を行います。

基本目標 2 住み慣れた地域での生活が継続できている

基本施策（3） 医療と介護の連携による自立生活の支援の推進

取組みの柱	
①在宅医療・介護連携の推進	医療・介護の関係団体が、協議会・研修会を通じて連携を図り、在宅でのサービスの一体的な提供を推進します。
②在宅高齢者の家族介護支援	高齢者支援センターごとに、家族介護者にむけた介護方法の学習機会の提供や、家族介護者同士の負担軽減や情報交換のための交流の支援に取組みます。

主な取組み ～町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト～

医療・介護分野の代表者で構成された協議体「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」において、様々な課題の検討や情報の共有などを行い、在宅での医療・介護サービスの一体的な提供を推進します。

基本施策（4） 統合的な認知症ケアの体制づくり

取組みの柱	
①軽度認知症の支援強化	医師によるもの忘れ相談や認知症総合相談窓口を継続し、認知症を正しく理解し地域で支えあうための認知症サポーターを養成します。また、医療と介護などの多職種を対象に、認知症ケアに関わる研修を推進します。
②認知症早期対応・早期受診の支援	認知症初期集中支援チームによる、認知症の早期対応、早期受診に取り組めます。
③認知症生活機能障害に合わせたサービス体制の整備	認知症の人の生活機能障害の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを、あらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス」を普及します。
④認知症高齢者やその家族等をサポートする仕組みの充実	臨床心理士による介護者等相談、徘徊高齢者家族支援サービス事業を継続しながら、新たに、認知症の方、家族介護者、地域住民にとって身近な集いの場を設置します。

主な取組み ～認知症初期集中支援チーム～

認知症になっても医療受診や介護サービスの利用に結びつかない高齢者や家族のもとへ、医療・介護の専門職で構成されたチームが訪問し、認知症に関する様々な相談に対応します。

基本目標 3 自分にあった介護保険サービスを適切に利用できる

基本施策（5） 在宅を支える介護保険サービスの充実

取組みの柱	
①在宅介護を支える介護保険サービスの整備促進	各地域に在宅での医療・介護や認知症の方を支援する地域密着型サービスを整備します。
②介護保険サービスの品質の向上	事業所や介護に係る人材の質・専門性の向上を図るため、研修や第三者評価の支援を行います。
③適切な介護保険サービスの提供	事業所への実地指導や研修会を開催するとともに、制度改正や実地指導の指摘事項等について事業者に周知を図ります。あわせて、給付費通知等（サービス利用状況確認通知）を利用者に送付します。

主な取組み ～地域密着型サービスの整備～

24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、在宅介護、認知症の方を支える施設を9施設整備し、認知症や医療ニーズが高い方のためのサービスを充実します。

基本施策（6） 自分にあった住まいや施設の選択

取組みの柱	
①在宅継続に向けた住宅改修等	要介護認定者等に対して高齢者住宅設備改修給付を行い、住宅改修に際しアドバイザーを派遣します。
②多様な住まいや施設の確保	要介護認定者の増加や特養待機者の状況を踏まえ、特養などの介護保険施設を整備します。あわせて、有料老人ホーム等を普及し、住み替えの選択肢を拡大します。

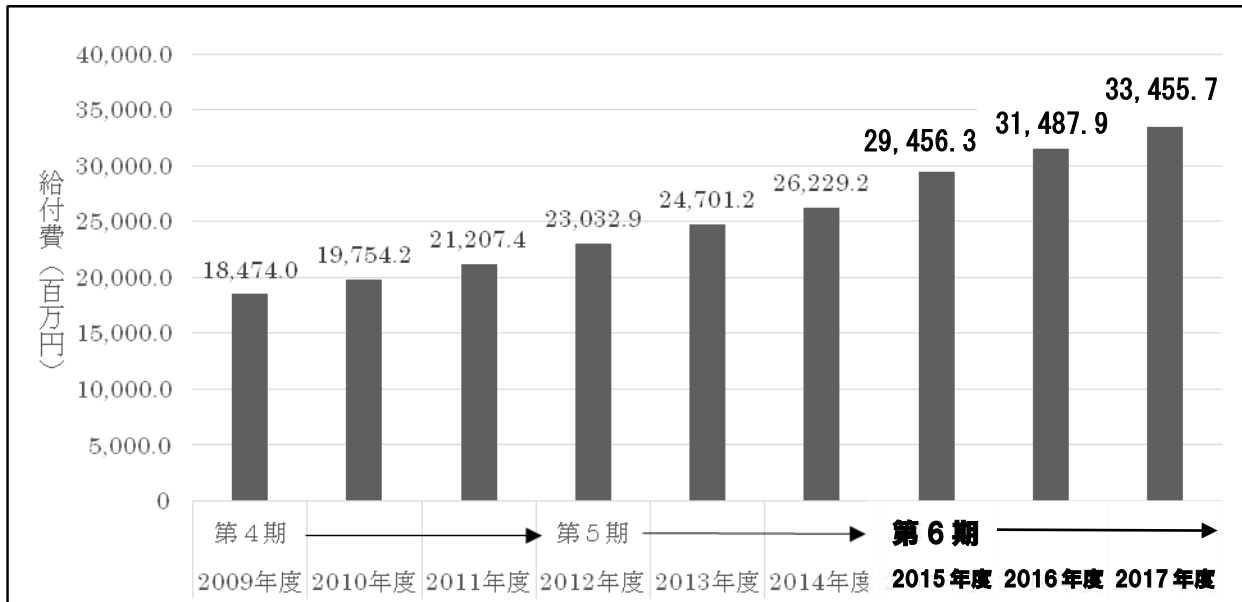
主な取組み ～介護保険施設の整備～

緊急性の高い待機者が早期に入所できるようにするため、特別養護老人ホーム 100 床を整備します。

第4章 2015～2017年度の介護保険料の見込み

介護保険料は、今後必要とされる介護サービス量の見込みを立て、介護サービスの提供にかかる費用を試算し、その費用を基にして算定します。高齢者の増加に伴い介護サービスの利用量も増えており、介護保険料における皆さまのご負担も増える傾向にあります。

「介護保険給付費の動向（第4期～第6期）」



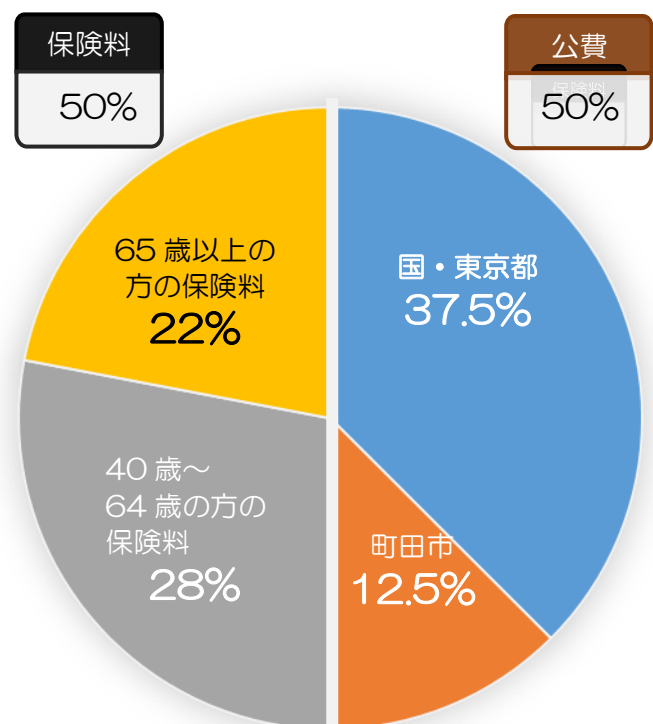
※2009～2013年度は実績値、2014～2017年度は見込値

※地域支援事業費を除く。(第6期の地域支援事業費は3%と推計)

1 介護保険給付にかかる費用の負担割合

- 介護保険給付に必要な費用の半分を公費（国・東京都・町田市）で負担し、残る半分を保険料で負担します。
- 65歳以上の方（第1号被保険者）の負担割合は、2015年度から現行の21%から22%に変更となる見込みです。

※ 65歳以上の方を「第1号被保険者」、40～64歳までの方を「第2号被保険者」、といいます。



2 介護サービス見込量に基づく介護保険料算定の流れ

① 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

2014年度：104,394人 ⇒ 2017年度：112,806人

8,412人 増加
(増加率：8%)

② 要介護・要支援認定者数を推計

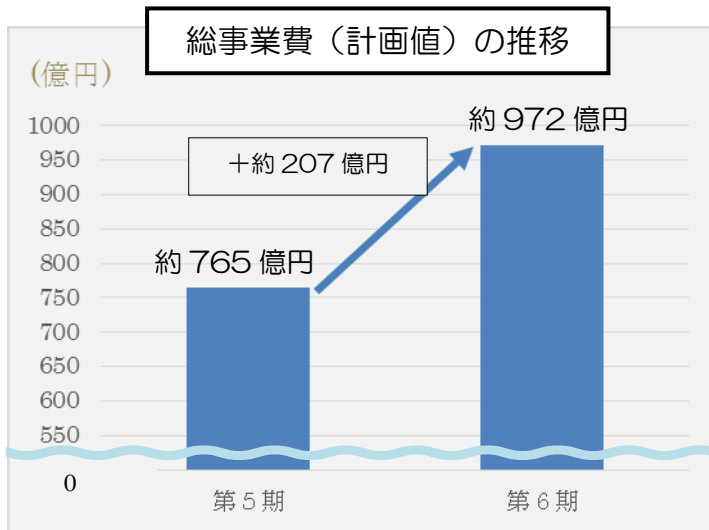
2014年度：17,823人 ⇒ 2017年度：21,798人

3,975人 増加
(増加率：22%)

③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計

第5期：約765億円（3年間）⇒第6期：約972億円（3年間）

約207億円 増加
(増加率：27%)



■総事業費の主な増加要因 【第5期⇒第6期】

- (1) 要介護・要支援認定者の増加
- (2) 特別養護老人ホームやデイサービスなどのサービス利用費の増加
- (3) 介護報酬単位数・単価の変更
- (4) 認知症施策の充実
- (5) 認知症や医療対応の必要な方の在宅介護を支える介護保険サービスの充実

④ 総事業費のうち第1号被保険者負担分（22%）を第1号被保険者数（3年間）で除算することにより、介護保険料基準額（月額）を算出。

2015～2017年度の

介護保険料基準額（月額）は **約6,200円** と見込まれます。

（現在の介護保険料基準額（月額）は 約5,000円）

※介護保険制度が改正（利用者負担割合や補足給付の見直し）され、今後、介護報酬の改定が予定されています。その内容により介護保険料基準額（月額）も変動します。

スケジュール

2014年11月4日（火）～2014年12月3日（水）

…………… パブリックコメントの実施

2014年11月23日（日）午前10時から

…………… 市民説明会（町田市庁舎2階 市民協働おうえんルーム にて開催）

2015年1月上旬から中旬（予定）

…………… パブリックコメントの結果・市の考え方の公表

ご意見の提出方法

この素案をお読みになってご意見がありましたら、次の方法によりお送りくださいますようお願いいたします。

○ 募集期間

2014年11月4日（火）～2014年12月3日（水）

○ 提出方法

次ページの「提出方法」または電子メールにてお送りください。

電子メールの場合 mcity1670@city.machida.tokyo.jp

○ 注意事項

- 別紙「ご意見記入用紙」にご記入のうえ提出してください。なお、指定用紙によらない場合は、氏名、住所、電話番号、案件名『第6期町田市介護保険事業計画（素案）』を必ずご記入ください。
- 電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ご意見への個別の回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、町田市広報紙及びホームページ等で1月下旬から2月上旬に公表予定です。（公表する際は個人情報を除きます。）

○ 問合せ先

町田市 いきいき健康部 高齢者福祉課 電話 042-724-4048

介護保険課 電話 042-724-4366

* * * * * ご意見記入用紙 * * * * *

＜提出方法＞

- ① 郵送 配布資料に添付されている専用封筒（料金受取人払封筒）を利用するか、
高齢者福祉課 または 介護保険課（〒194-8520 町田市森野 2-2-22）へご郵送ください。
 - ② FAX 050-3101-6180
 - ③ 下記窓口への提出
開庁時間： 市庁舎 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
※各センター、各市民センター、各コミュニティセンター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、
各高齢者支援センターの開庁（館）時間については、各施設または町田市役所（代表：042-722-3111）に
ご確認ください。
- ・高齢者福祉課（市庁舎 1 階） ・介護保険課（市庁舎 1 階）
 - ・市政情報課（市庁舎 1 階） ・広聴課（市庁舎 1 階）
 - ・男女平等推進センター（市民フォーラム 3 階） ・生涯学習センター
 - ・各市民センター ・木曽山崎コミュニティセンター ・玉川学園コミュニティセンター
 - ・町田駅前連絡所 ・鶴川駅前連絡所 ・南町田駅前連絡所
 - ・各市立図書館（木曽山崎図書館を除く） ・町田市民文学館
 - ・各高齢者支援センター

意見公募締め切り 2014 年 12 月 3 日（水）

- ※氏名（又は団体名）、住所、電話番号は必ずご記入ください。
- ※ご意見等は出来るだけ詳しく、理由を添えて記述してください。
- ※ご意見を提出された方の個人情報、町田市個人情報保護条例に従って、適切に取り扱います。

案件名	第6期町田市介護保険事業計画（素案）
氏 名	（ふりがな）
住 所	
電話番号	— —
【ご意見記入欄】	

キリトリ線

(裏 面)

【ご意見記入欄】

キ
コ
ノ
線